

1年経過前の解約違約金

1 違約金

契約時に1年以内の解約は違約金が発生しますとご説明しております。
税務顧問契約書にも表示し、同意の上で、ご契約して税務顧問を行っております。

2 違約金の金額

年額報酬の2割

3 違約金の理由

税務顧問として関わる場合は、決算申告や税務手続き、源泉所得税や給与支払報告書の提出などを、当然として依頼されて税理士が行うことが通常です。こうした世の中の現状があることから、当事務所の料金設定は、決算申告料を別にせずに、決算申告料を含んだ報酬料金を12で割って月額顧問料の報酬としております。このように、1年を通じた料金設定をしておりますので、1年経過前の中途解約をしないお約束を理解していただいた上で、税務顧問契約を締結しております。したがって、お約束を破っての1年経過前の解約は、違約金をお支払していただいております。

これらは、契約前のご面談時にご説明をしておりますので、ご契約の顧問先様は、ご存じのとおりです。

この料金設定と状況の中で、1年経過前の解約は、次の「3 年額顧問料の内訳」にある当事務所の収益を損ない、相当の期間を通じて行われる会計構築のために行う当事務所の事務量を損ない、結果として、当事務所に損害を与えるものとなります。

したがって、当事務所に与えた損害を違約金という形でお支払していただきます。

1年経過前の解約が決算申告の前か後かで違約金の金額は変わりません。理由は、1年を通じた料金設定としているためです。

4 年額顧問料の内訳

6割：記帳代行料

4割：記帳以外の報酬

（3割：決算申告

1割：税務手続き・源泉・償却資産・給与報告・支払調書・随時相談・提案）

5 参考数値

(1) 当事務所が設定する中途契約時の経過分の記帳代行料

月額顧問料の60%×経過月数

(2) 当事務所が設定する中途契約時の決算申告料

年額顧問料×70%

(3) 市場価格

決算申告料：月額顧問料の4ヶ月～6ヶ月分